平成２６年（フ）第５５１号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番346―104号
債務者　水田　幸伸
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５７４号
堺市南区片蔵460番地23
債務者　川原崎真弓（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８０号
大阪府松原市立部５丁目４番６―505号
債務者　湯佐　和代
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
北海道室蘭市中央町１丁目４番18号、前住所札幌市中央区南７条西17丁目１番33―102号
債務者　山本　剛志
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目16番６号
債務者　大城セルソこと　ＯＳＨＩＲＯ　ＣＥＬＳＯ
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３２号
新潟県上越市大字滝寺2007番地５
債務者　渡邉カツ子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５５号
新潟県上越市中通町５番３―12号　県営中通住宅Ａ棟12号
債務者　山崎　　誠
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１５１号
香川県高松市木太町1988番地１　フローレンス木太３区グランドアーク505号
債務者　多田　里美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２６号
香川県坂出市川津町3761番地　サニーハイツＡ棟203号
債務者　大島　　純
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１２７号
香川県坂出市川津町3761番地　サニーハイツＡ棟203号
債務者　大島絵梨香（旧姓佐竹・柏原）
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第２５号
香川県坂出市久米町２丁目７番65号
債務者　本間　豊久
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１４５号
長崎県長崎市竿浦町503番地　山口ビル202号室
債務者　芝田　　清
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
長崎県長崎市宿町34番地１　サンライフキャンパスピア長崎507、旧住所福岡県久留米市東町402番地２　ロマネスク東町307号
債務者　向井　康之
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
長崎県長崎市江の浦町６番14号
債務者　松本　真次
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
長崎県諫早市幸町45番14号、前住所長崎県諫早市野中町627番地
債務者　下田　朱美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第８３５号
横浜市栄区桂町24番地１　ホワイトハウス本郷台101号
債務者　阿部香穂子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部